

知床世界自然遺産シンボルマークの使用状況について（お知らせ）

平成22年8月10日(火)
知床世界自然遺産地域連絡会議
知床世界自然遺産シンボルマーク等管理運営部会

(問合せ先)
環境省釧路自然環境事務所(担当：三宅悠介)
0154-32-7500(TEL)、0154-32-7575(FAX)

知床世界自然遺産地域連絡会議では、「知床世界自然遺産」シンボルマークを策定し、本年6月より地元産品等への利用も開始していましたが、今般、連絡会議構成員でもある羅臼漁業協同組合によるシンボルマークの地元産品への使用が決定いたしましたので、お知らせいたします。

「知床世界自然遺産」シンボルマークの使用について

知床世界自然遺産地域連絡会議では、昨年4月に「知床世界自然遺産」シンボルマークを策定し、関係機関では、知床五湖高架木道の展望台での使用、知床世界自然遺産登録5周年記念イベントでの活用等、非営利を目的とした積極的な使用を推進してきました。

一方、地域連絡会議の知床世界自然遺産シンボルマーク等管理運営部会（環境省釧路自然環境事務所、林野庁北海道森林管理局、北海道、斜里町、羅臼町）では、本年6月に本シンボルマークを適正に使用していただくための運用規定を定め、地元産品等に対する使用も可能としておりましたが、今般、初の地元産品等への使用として、羅臼漁業協同組合による羅臼産昆布への使用が決定いたしました。合計38,500枚の昆布の梱包ダンボールへの使用が予定されています。

知床における漁業者の自主的管理による持続的な海洋資源の利用は、国際的にも高く評価されておりますが、羅臼町を代表する漁業産品である昆布に本シンボルマークが使用されることにより、知床世界自然遺産地域の保全管理の取組をより一層アピールすることにつながるとともに、今後、他の地元産品への使用が促進されることが期待されます。

なお、知床世界自然遺産シンボルマークの運用規定等については以下のお知らせをご参照ください。

http://hokkaido.env.go.jp/kushiro/pre_2010/0611a.html

問い合わせ先

- ・シンボルマーク及び運用規定等に関するお問い合わせ
環境省釧路自然環境事務所 担当：三宅悠介
0154-32-7500(TEL)、0154-32-7575(FAX)
- ・羅臼産昆布等の地元産品に関するお問い合わせ
羅臼漁業協同組合 担当：山下公幸
0153-87-3069(TEL)、0153-87-3182(FAX)